

ぐるり・富士山風景街道アクションネットワーク規約

第1条（名称）

本会は、「ぐるり・富士山風景街道アクションネットワーク」（以下、「ネットワーク」という。）と称する。

第2条（目的）

本ネットワークは、富士山を取り巻く国道138号、139号、469号、およびその周辺道路の関連地域で活動する団体が互いに情報を共有し、さらに連携、協働することにより、富士山の見える道風景、富士山を巡る道風景を守り・創り・伝えていく。そして、住むひとにとっても、訪ねるひとにとっても誇りが持て、美しく、魅力的な富士山麓にしていくことを目的とする。

第3条（組織）

- 1．本ネットワークは、上記目的に賛同する地域住民、団体、企業、行政により組織するものとする。
- 2．本ネットワークに世話人を若干名おくものとし、世話人のなかから代表世話人2名を選任する。

第4条（活動）

本ネットワークは、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1．ぐるり・富士山の風景価値を高め発信するための活動
- 2．ぐるり・富士山を磨き高めるための美化活動
- 3．ぐるり・富士山を活かし・楽しむための環境整備活動
- 4．ぐるり・富士山の歴史、文化、自然、風景、暮らしを学び、守り、伝える活動
- 5．その他、第2条の目的を達成するために必要な活動

第5条（ネットワークの運営・進行及び会議）

本ネットワークの運営・進行は、世話人がこれにあたることとし、会議の召集は代表世話人が行う。

第6条（事務局）

ネットワークの事務局は、NPO 法人地域づくりサポートネット、NPO 法人 CCCM まちづくりにおく。また、必要により地域事務局をおくことができる。

第7条（事業年度）

事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条（その他）

本規約に規定されていない事項については、世話人会において決定することとする。

< 附則 >

- 1．本規約は、平成19年 2月3日から施行する。